

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	6625-428-1051-5M1		仕様書番号
品名	精密騒音計	C&LPS-M00002-14	
		大臣承認	平成 年 月 日
又は	衛生関係カタログ製品	作成	昭和43年 4月13日
件名		改正	令和 3年 5月12日
	令和 5年 2月22日		
	作成部隊等名	補給本部	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊で使用する衛生関係物品のうち、市販のカタログ製品（以下、“製品”という。）の調達について規定する。

1.2 調達品目・数量

調達品目及び数量は、調達品目表による。

1.3 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2によるほか、次による。

1.3.1 カタログ製品

製造会社等の商品目録又は営業案内に製品の名称、形式、番号、種類、等級等が記載されており、製品の品質、形状、性能その他必要事項が確定できる市販品。

1.4 引用文書等

- a) 引用文書 この仕様書に引用する次の文書及び調達品目表に示す文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

C&LPS-M00001 衛生関係物品表示包装共通仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

品 名	衛生関係カタログ製品
-----	------------

b) 関連文書

関連文書が必要な場合は、調達品目表により示す。

2 製品に関する要求

製品に関する要求は、調達品目表によるほか、次による。

2.1 一般事項

製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

2.2 製品の表示

製品の表示は、調達品目表に示す場合を除き、C&LPS-Y00007の2.4による。

2.3 法令等

調達品目表に示す場合は、法令等に適合しなければならない。

3 監督・検査

契約担当官等が定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

4 出荷条件

出荷条件は、調達品目表に示す場合を除き、次による。

4.1 包装

商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、C&LPS-M00001による。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、次による。

a) 類別原資料は、調達品目表に示す場合を除き、C&LPS-Y00007の4.1.1による。

b) 取扱説明書は、C&LPS-Y00007の4.1.2によるものとし、調達品目表に示す場合を除き、会社刊行技術資料を2部、製品に添付する。

5.2 附属品・予備品

附属品及び予備品は、調達品目表に示す場合を除き、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

5.3 設置・調整

調達品目について、設置及び調整が必要な場合は、調達品目表により示す。

5.4 その他

その他必要な指示がある場合は、調達品目表により示す。

調 達 品 目 表

統制番号：L05S-384AM2CB-NLF-4003

調達要求番号	表1のとおり。	作成部課	補給本部需品部需品管理課
調達要求年月日	令和 5年 6月 1日	作成年月日	令和 5年 6月 1日
仕様書番号	C&LPS-M00002-14		
物品番号	6625-428-1051-5M1		

品名	カタログ製品名 ^{a)}	数量
精密騒音計	リオン(株)：NL-53 (NX-43EX付, 検定付) (株)小野測器：LA-4441A (SC-2500A 付, 検定付) 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)	3EA (内訳は表1 のとおり)

注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

表1-要求数量内訳表

項目番号	調 達 要 求 番 号	数 量
1	CP 1201 5526 8710	1EA
2	CP 1601 5526 8711	1EA
3	CP 4101 5526 8712	1EA

2 製品に関する要求

同等とする性能等は、次による。

a) 性能要求

- 1) 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)により型式承認された製品とする。
- 2) 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)の検定において合格した製品とする。
- 3) 適合規格について、次に示す規格に適合するものとする。
 - 3.1) JIS C 1509-1(電気音響-サウンドレベルメータ(騒音計)-第一部:仕様)に規定される精度がクラス1である。
 - 3.2) IEC61672-1(Sound level meters)に規定される精度がクラス1である。
- 4) 電源は、単3型乾電池(アルカリ又は充電電池)で使用可能である。
- 5) 手掌で操作可能な寸法である。

調達品目表（ 続 き ）

- 6) 測定機能について、次に示す項目の測定が可能である。
 - 6.1) 騒音レベル（最大値及び最小値を含む。）
 - 6.2) 等価騒音レベル
 - 6.3) 単発騒音暴露レベル
 - 6.4) 時間率騒音レベル
- 7) 周波数20 Hz～12 500 Hzの範囲で測定が可能である。
- 8) 手動及び自動で測定結果を記録可能な機能を有する。

2.2 製品の表示

製品の表示は、1種銘板とする。

5 その他の指示

5.1 提出書類

類別原資料の提出は、不要とする。

5.2 附属品（標準附属品である場合を除く。）

本体1EAごとに次に示す製品を附属させる。

- a) 指定音響校正器¹⁾ × 1EA

注¹⁾ JIS C 1515クラス1及びIEC 60942クラス1に適合する。

以下余白